

日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、 在学猶予が終了する方へ！！

在学猶予期間の終了により、返還が始まります。

これから返還していただくにあたっての注意事項

◆ 3月に在学猶予が終了する方は、10月27日が第1回目の振替日です。

以降、毎月27日に振替が行われます。

(振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、振替日は翌営業日になります。)

振替日に残高不足にならないように気をつけてください。振替日の前日までに必ずご入金をお願いします。

◆ 振替口座の変更は、改めて、リレー口座の加入手続きが必要です。

(新しい口座に変更されるまでに、約1ヶ月~2ヶ月かかります。古い口座を解約する場合は、新しい口座から振替が始まったことを確認してから行うようにしてください。)

◆ 残高不足や名義人相違等で振替不能になった場合は、翌月の振替日に当月分と合わせて振り替えます。

「振替不能通知」で金額を確認の上、振替日の前日までに口座にご入金ください。

◆ 病気、あるいは未就職・低収入等により経済的に返還が困難な場合には減額返還や返還期限を猶予する制度があります。また、引き続き在学する場合には「在学届」の提出により返還期限の猶予を受けることもできます。

在学猶予を受けた期間が終了するが留年等で引き続き在学する方は、再度「在学届」を提出してください。